

○追手門学院大学資格等取得奨励金制度規程

2016年2月8日

制定

(目的)

第1条 この規程は、追手門学院大学（以下「本学」という。）の学生の在学中における資格等の取得を奨励し、本学学生の資質向上に資することを目的とした追手門学院大学資格等取得奨励金制度（以下「奨励金制度」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 奨励金制度の給付対象者は、本学の学部学生で、かつ原則として申請日の直前の学期までの通算のGPAが2.0以上の者に限る。

ただし、1年生は秋学期の申請とし、春学期の成績を基準とする。

(給付対象となる資格等)

第3条 本制度の奨励金の支給対象となる資格等は、別に定める。

2 第1項の資格等に該当しない資格等であっても学生からの申し出があり、かつ本学が妥当であると認めた場合は、当該資格等に相応の額の奨励金を給付することがある。

(申請手続)

第4条 第2条の給付対象者の条件を満たした者が前条で定めた資格等に合格し、奨励金の給付を申請する場合は、必要書類を就職・キャリア支援課に提出しなければならない。ただし、奨励金の申請者が第2条の条件を満たす者であっても、申請する資格等が次のいずれかに該当する場合には当該申請を行うことができない。

- (1) 本学に入学するまでに受験した資格等
- (2) 合格発表のあった年度内に申請しなかった資格等
- (3) 以前に本制度の申請を行い、奨励金の支給を受けた資格等（ただし、税理士試験等第3条第1項で科目ごとの申請を認めている場合を除く。）
- (4) 資格等の取得、合格が新規ではなく、更新である場合
- (5) TOEFLスコア、TOEICスコア等語学に関する資格等の取得で当該語学が母語である場合
- (6) 本条第2項第2号に定める申請期間後に合格発表のある資格等
- (7) 公務員試験及び教員採用試験における複数申請

2 申請者は、次に定める期間中に申請を行わなければならない。

- (1) 毎年度5月1日から7月31日までの期間（ただし、事務受付日及び事務受付時間内

に限る。郵送の場合は必着)

(2) 毎年度10月1日から2月15日までの期間(ただし、事務受付日及び事務受付時間内に限る。郵送の場合は必着)

3 申請者は、前項で指定された申請期間中に次の書類を提出しなければならない。

(1) 資格等取得奨励金申請書(所定の様式)

(2) 資格等取得奨励金振込指定口座届(所定の様式)

(3) 振込指定口座が確認できる通帳ページの写し(ネット銀行の場合は画面ショットの写し)

(4) 資格等の合格証明書・合否通知書等の原本1部(コピーとの照合のみに使用。原本の返却が不要な場合を除き、本人に返却)

(5) 資格等の合格証明書・合否通知書等のコピー1部(A3サイズを超える場合は縮小コピー可。ただし、原本を返却不要の場合は不要。)

(6) 成績証明書等のGPAが証明できる書類(就職・キャリア支援課が指定したもの)

4 申請方法及び受理の方法は、次のとおりとする。

(1) 前項で定めた必要書類を添えて就職・キャリア支援課の指定した方法で提出する。

(2) 学生から本制度への申請があった場合、就職・キャリア支援課は、必要書類を確認し、資格等の合格証明書等の原本と提出されたコピーとを照合し、これを受理する。

(審査)

第5条 申請の可否の決定は、就職・キャリア支援委員会の議を経て学長が行う。

(支給の方法)

第6条 奨励金は、申請時に指定した学費支弁者又は申請者本人名義の口座に振り込む。

(補則)

第7条 この規程に定めのない事項が生じたときは、就職・キャリア・支援委員会に諮り、これを処理するものとする。

(事務担当)

第8条 本制度に関する事務は、就職・キャリア支援課が行うものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、常任理事会が決定する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年2月27日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年5月1日から施行する。